

写

答申第9号
平成9年2月27日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会
会長 伊藤彦造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年11月10日付け秘-172、人-1136、財-421及び企画-386で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

1 秘書課の「平成5～6年度の時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問
(諮問第8号)

2 人事課の「平成5～6年度の時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問
(諮問第9号)

3 財政課の「平成5～6年度の時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問
(諮問第10号)

4 企画調整課の「平成5～6年度の時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問
(諮問第11号)

別 紙

諮問 第8号～第11号

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」）という。）は、秘書課、人事課、財政課及び企画調整課の「平成5～6年度の時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿」について、非公開とした部分のうち、「係（担当）名」及び「従事事務の内容」を公開することが妥当である。

なお、「平成5～6年度の月例報告書」については、「氏名」及び「職員番号」を非公開とした決定は妥当であり、取消す必要はない。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、平成7年9月4日付けで、秘書課、人事課、財政課及び企画調整課の「平成5・6年度の残業及び超過勤務手当支給に関する公文書」の公開の請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を「平成5～6年度の時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、「時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿」については、「係（担当）名」、「職名・氏名」、「従事事務の内容」及び「従事者印」を、「月例報告書」については、「氏名」、「職員番号」及び「その他の控除」（財政課にあっては、所属コード、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当以外の報告内容）を条例第6条第1項第1号の規定により非公開とし、その余の部分を公開する部分公開決定をし、平成7年9月18日付けで、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成7年11月1日、これらの処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「時

「時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿」については、「係(担当)名」、「職名・氏名」、「従事事務の内容」及び「従事者印」、月例報告書については、「氏名」及び「職員番号」の部分の非公開決定の取消しを求める異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

(別紙1) 記載のとおり。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(別紙2) 記載のとおり。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書のうち「時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿」は、実施機関が所掌している事務事業を遂行するに当たって、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務を職員に命じた場合にその内容を記録したもので、「月例報告書」は、給与又は手当を支給するためのコンピュータ処理に当たって、職員が時間外勤務等を行った時間や控除すべき金額等を日々会計課に報告するためのものであり、その内容は次のとおりである。

(1) 時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿

職員ごと及び各月ごとに、「係(担当)名」、「職名・氏名」、「所属長等の印」、「月日」、「勤務命令時間」、「従事事務の内容」及び「従事者印」等が記録されている。

(2) 月例報告書

- ① 各月ごとに、「所属名・所属コード」、「氏名」、「職員番号」、「時間外勤務の時間」及び「その他の控除金」が記録されている。
- ② 各月ごとに、「夜間勤務の時間」、「休日勤務の時間」、「日額勤務手当の金額」及び「日額特殊勤務手当の金額」等の欄があるが、実績がなく数値は記録はされていない。

2 条例第6条第1項第1号該当性について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は、非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、

その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、非公開とすることができるとしたものである。

また、本号は、公務員や公職にある者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報を区別しているものではないと解される。

(1) 時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿

① 「職名」、「氏名」及び「従事者印」について

本件についてみると、本件公文書には非公開とした部分のうち、「氏名」及び「従事者印」については、直接特定の個人が識別される情報である。また、「職名」については、「係（担当）名」又は「従事事務の内容」と市販されている職員録を結び付けることにより、特定の個人が識別され得る情報である。

異議申立人は、本号の解釈として、プライバシーに関する情報に該当した場合にのみ非公開とすることができまするものであり、本件公文書に記録されている内容はプライバシーに関する情報に該当しない。また、実施機関は食糧費関連公文書等の公開に当たっては、県職員の「職名・氏名」を公開してきていたものであり、本件公文書について、これを非公開とする理由はないと主張している。

本号本文は、プライバシーの保護に万全を期するため、包括的に「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は公開しないことができる。」と規定したものであり、同規定の文言以外に要件を限定して解釈すべき合理的な理由はないと解されることから、異議申立人の主張は認め難い。

したがって、「職名・氏名」及び「従事者印」は、本号本文に該当する。

なお、本号本文は、県職員についても適用されることは既に述べたとおりであり、「職名・氏名」は非公開とすることができます情報である。

確かに、異議申立人が主張するとおり実施機関は食糧費等の公文書の公開に当たって、これらの情報を公開してきたが、それは、条例制定の目的や県職員が公務として行った公金支出に関する文書であること等を総合的に判断して、実施機関の裁量により公開してきたものと考えるべきである。

② 「係（担当）名」及び「従事事務の内容」について

「係（担当）名」については、記録されていないものもあるが、各担当に該当職員が1名しか配置されていない場合はともかく、本件公文書においては、複数名が配置されていることから、これが公開されることにより、職員録その他の情報と結び付けられ、個人が特定され得るとは認め難い。

また、「従事事務の内容」については、本件公文書は担当ごとに上位の職名から順に編綴されており、これを公開した場合、市販されている職員録と結び付け

ることにより、個人が特定され得ると実施機関は主張している。

しかし、「従事事務の内容」の欄に記録されている内容は、職員が時間外に従事した事務の内容を簡潔かつ抽象的に記録しているに過ぎず、仮に、職員録その他の情報と結び付けることにより個人が特定される場合があるとしても、それは編綴の仕方の結果として生じ得るものであり、記録されている内容そのものの公開により生じるものではないことから、これを公開しても個人が特定され得るとは認め難い。

したがって、「係（担当）名」及び「従事事務の内容」は本号本文に該当しない。

(2) 月例報告書

「氏名」については、上記(1)に述べたとおり、本号本文に該当するものである。

「職員番号」は、県に採用された時点で付与されるものであり、当該職員が退職するまで変わらないものであり、平成3年度版までの職員録には氏名と併せて記載されていることから、当該職員録と本件公文書を結び付けることにより、個人が特定される得る情報である。

一方、平成4年度版以降の職員録には「職員番号」は記録されていないので、平成4年度以降の採用者に限定して「職員番号」を公開することについて、以下により検討する。

平成4年度以降に採用された職員は、各課とも1～2名と極めて限定されており、当該年度の職員録と平成3年度以前の職員録を結び付けることにより、当該職員が特定され得る。

また、月例報告書は、月ごとに1枚ないし2枚の用紙に、職員録の記載順と同様、担当ごとに上位の職から順に記載されているのが通常である。したがって、「職員番号」と、本件公文書と同一年度版の職員録を結び付けることによっても、特定の個人が識別され得るものである。

したがって、「氏名」及び「職員番号」は、本号本文に該当する。

なお、本審査会の委員の中には、県政の透明性を高めるためにも、時間外勤務に従事した職員の「職名・氏名」、「従事者印」及び「職員番号」についても公開するべきであるとの意見があったことを付記する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙(3)記載のとおりである。

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書を実施機関が平成7年9月18日付けで行った部分公開決定において、非公開とした部分のうち時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿については、「係、職氏名、従事事務の内容及び従事者印の部分」、月例報告書については、「氏名及び職員番号の部分」の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 実施機関は、本件を公開しない理由を「個人情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため」としている。しかし、県民の税金で超過勤務手当を支給された県職員の氏名等について県民に秘密にしなければならないとは、いったい如何なることであろうか。県職員の公務に関して、当該職員が識別されることを理由にした本件非公開決定は、県条例に違反している。

(2) 実施機関は、「異議申立人の主張は公務員にはプライバシーがないというに等しい。」と主張しているが、異議申立人はプライバシーの公開を要求しているものではない。条例第6条第1項第1号の規定に基づく非公開は、個人一般ではなく、プライバシーに該当した場合に限定されるものであり、上記文書に記載されている内容はプライバシーには当たらない。実施機関は、食糧費関連文書等の公開に当たっては、これまで県職員の氏名等を公開しており、県職員が個人が識別されるということを理由に原則非公開となった場合、情報公開条例の意味が全くなさなくなる。

(3) 異議申立人は、カラ宴会等によって「官々接待」として支出したものが夜食に代わったなどの疑惑が表面化したので、本当に夜食に裏金を使用していたかを調査するために、本件公開請求をした。ところが、本件処分は、どの職員が残業したかは個人情報であるから公開できないという形で、真相究明を妨害した。

(4) 本県条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「公正な

行政運営の確保と県民参加による県政の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的とする」と規定するように、県当局にとっては知られたくない情報を含めて県民に透明にし、そのことを通して、県政の民主的発展を期したものである。しかるに、県当局は、情報公開によって食糧費疑惑が県民の強い批判となつたことの教訓を逆さまに学び、条例の基本精神であるガラス張りの県政とは正反対の方向に向かっている。

以上

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿について

「係（担当）」、「職名」、「氏名」、「従事事務の内容」及び「従事者印」を非公開とした理由は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別し得ることから、条例第6条第1項第1号の規定に該当することによるものである。

「氏名」及び「従事者印」については、直接的に特定の個人が識別されるものである。「職名」及び「従事事務の内容」については、いずれか一つでも公開された場合は、当該命令簿が担当毎に職位順で綴られていることから、市販もされ県民が容易に見ることができる秋田県職員録（以下「職員録」という。）の情報と結び付くことにより、間接的に特定の個人が識別され得るものである。

条例第6条第1項第1号の規定は、何がプライバシーであるか、プライバシーに該当するか否か、又は公務上のものであるかを問う以前の個人に関する情報について規定したものであり、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものについては、原則として非公開とすることを定めたものである。

なお、例外として、同条同項同号ただし書（一）、（二）及び（三）に掲げる個人に関する情報については、公開することとしているが、この度の非公開決定に係るものは、そのいずれにも該当しないものである。

2 月例報告書について

「氏名」及び「職員番号」を非公開とした理由は、上記（1）と同様であり、「氏名」については、直接的に特定の個人が識別されるものである。「職員番号」については、それが公開された場合は、次に述べることから、間接的に特定の個人が識別され得るものである。

平成3年度版の職員録までは職員番号が印刷されていたことから、その後の職員録を併せて見れば、職員録の情報と職員番号が結び付くものである。

また、平成4年度以降の採用職員については、職員録では職員番号が判明しないが、職員番号は、昭和43年4月1日以降の採用の職員からは、採用順に付され、月例報告書は職員番号順に記載されていることから、このことを公文書の公開を請求した者に説明した場合は、職員録を見ることにより、平成4年度以降の採用者についても、職員録と職員番号が結び付くものである。なお、平成4年度以降の採用職員は、各年度とも1～2名と極めて少数であり、職員録の情報と職員番号が容易に結び付くもの

である。

3 異議申立人は、異議申立ての理由において、「県民の税金で超過勤務手当をもらった県職員の氏名等について県民に秘密にしなければならないとは、いったい如何なることであろうか。」と、あたかも県民の税金で手当をもらった県職員については、その氏名等を公開すべきであると主張している。この主張は、「県職員には県民の税金で給与が支払われているから、県職員に関する情報は個人に関する情報に当たらない」というに等しいものである。

本県の情報公開制度は、条例の制定、施行によって初めて創設されたものであり、その運用は、条例の規定に依拠すべきものである。

条例第6号第1項第1号は、「個人に関する情報」から県職員の個人に関する情報を除外していないことから、同条同項同号の規定は、県職員であることを理由として特別に取り扱うものではないことは明確である。

以上

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成7年11月10日	・ 質問（秘書課、人事課、財政課及び企画調整課）
平成7年11月22日	・ 実施機関（人事課）から非公開理由説明書（質問第9号）の受理
平成7年11月27日	・ 実施機関（秘書課及び企画調整課）から非公開理由説明書（質問第8号及び質問第11号）の受理
平成7年12月1日	・ 実施機関（財政課）から非公開理由説明書（質問第10号）の受理
平成8年9月26日 (第30回審査会)	・ 実施機関（秘書課、人事課、財政課及び企画調整課）から非公開理由説明の聴取
平成8年10月9日 (第31回審査会)	・ 異議申立人から意見の聴取
平成9年1月16日 (第36回審査会)	・ 審議
平成9年2月7日 (第37回審査会)	・ 審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区分	氏 名	職 名
会長	伊藤 彦造	弁護士
	西台 満	秋田大学教育学部助教授
	平川 信夫	弁護士
会長代理	藤川 浄之	秋田魁新報社専務取締役
	古田 重明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成9年2月27日現在)